



混ぜればごみ
分ければ資源

Press Release

令和4年8月24日
循環型社会推進課
(089-912-2357)

愛媛県砕石工業組合との災害廃棄物仮置場用地の提供に係る 協力協定の締結について

愛媛県と愛媛県砕石工業組合は、近い将来発生が懸念される巨大地震や、近年頻発化・甚大化する風水害等に備え、大規模災害時に砕石場敷地の一部を災害廃棄物仮置場として提供する協力協定を締結いたしましたのでお知らせします。

1 協定

協定名：大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定
締結日：令和4年8月24日（水）

2 協定の内容

【協定の内容】

大規模災害時に、災害廃棄物仮置場として砕石場用地又は砕石置場等の土地を提供する。

※災害廃棄物仮置場用地の提供について、都道府県と砕石業団体が協定を締結するのは全国初。

【協力要請等】

- 災害発生時、県から組合に対し協力要請
- 組合員（県内15者）から災害廃棄物処理の実施主体である市町に土地を提供
- 市町が、提供を受けた土地に災害廃棄物を仮置き

3 団体の概要

団体名：愛媛県砕石工業組合
所在地：松山市三番町4丁目4番地7 松山建設会館内
代表者：理事長 岡 寛（西日本砕石(株)代表取締役）

問い合わせ先： 愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 愛媛県砕石工業組合	TEL：089-912-2357 TEL：089-945-4637
--	--------------------------------------

協定書

愛媛県
愛媛県砕石工業組合

大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と 愛媛県砕石工業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の仮置場の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、大規模な災害が発生した時をいう。以下同じ。）において、乙の土地を災害廃棄物の仮置場として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（仮置場のあっせん及び平常時の連携）

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、災害廃棄物の仮置場として、乙の会員の事業場又は砕石置場等の土地の提供をあっせんするものとする。

2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平常時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は大規模災害時に、市町から前条に規定する土地の提供について要請を受けたときは、乙に対しその提供について書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲に対し承諾の可否について書面により回答するものとする。

3 甲は、前項の回答を受けたときは、その内容を市町に通知するものとする。

（設置期間）

第4条 仮置場の設置期間は、大規模災害のあった日から原則1年間とし、必要に応じて市町（仮置場の提供について、甲から第3条第3項の通知を受けた市町をいう。以下同じ。）が乙の会員の同意を得て延長できるものとする。

（搬入する災害廃棄物の種類）

第5条 搬入する災害廃棄物は、コンクリートくず等のがれき類並びに金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等の不燃性廃棄物を原則とする。

2 焼却灰や有害廃棄物は、搬入しないこととする。

(賃借料)

第6条 市町が乙に支払うべき賃借料は、仮置場の供用開始後、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づき、近隣地域又は類似地域の貸付水準を考慮して決定するものとする。

(周辺住民への周知)

第7条 仮置場の設置に当たっては、整備工事、搬入導線、開設時間等の周辺住民への周知を市町が行うものとする。

(仮置場の整備工事等)

第8条 仮置場の供用開始に当たっては、路盤整備、排水溝等の必要な工事を市町が実施するものとする。

2 仮置場返還時のトラブルを回避するため、供用開始前に、甲、乙及び市町の立会いの下、仮置場の設置場所の土壌をサンプリングするものとする。

(仮置場の管理等)

第9条 労働災害及び地域住民の生活環境の保全上の支障を防止するための散水等の粉じん対策及び不法投棄等の防犯対策等は、市町が行うものとする。

2 必要に応じて、市町が、大気質、騒音、振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、乙及び周辺住民に情報を提供するものとする。

3 災害廃棄物を由来とする悪臭や害虫が発生した場合には、市町が、消臭剤、脱臭剤若しくは殺虫剤の散布又はシートによる被覆等の最善の対応を行うものとする。

(施設の原状復旧等)

第10条 仮置場の返還に当たっては、市町がガラス破片等の除去を行うとともに、仮置場供用開始にあたって乙の施設の撤去又は設備の破損等を生じさせていた場合には、市町が原状復旧を行うものとする。

2 甲及び市町は、乙からの求めがあった場合には、第8条第2項に基づいて、供用開始前に採取した土壌と現状の土壌を比較することにより、土地の安全性を確認するものとする。

3 前項の調査の結果、災害廃棄物の仮置場としての使用による土壌汚染が確認された場合は、甲、乙及び市町協議のうえ、市町が土壌入替等の土壌汚染対策を講じるものとする。

(施設の返還)

第11条 乙が前条に基づく土地の原状復旧の完了を確認したときは、書面により市町に通知するものとする。

2 前項の確認を受けた後、市町が書面により、土地の返還を乙に通知するとともに、

甲に連絡するものとする。

(事務委任等)

第12条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、甲が市町から地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等処理する場合その他必要な場合について準用する。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項が生じ、又は疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、その都度決定する。

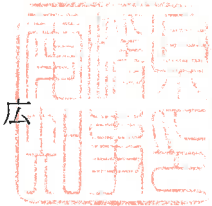
(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件で1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 松山市一番町四丁目4-2
愛媛県
愛媛県知事 中村時広



乙 松山市三番町四丁目4番地7
愛媛県砕石工業組合
理事長 岡寛

